保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第１条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための保有個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、保有個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第２条　受託者は、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第３条　受託者は、その事務に従事する者に対し、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、保有個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(漏えい、滅失又はき損の防止)

第４条　受託者は、この契約による事務に係る保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第５条　受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(保有個人情報の目的外の利用・提供の禁止)

第６条　受託者は、当該調査を監督する松戸市職員(以下監督職員という)の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人

情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第７条　受託者は、監督職員の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために監督職員から貸与された保有個人情報が記録された公文書を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第８条　受託者は、この契約による事務を処理するための保有個人情報を自ら取り扱うものとし、監督職員の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(公文書の返還等)

第９条　受託者は、この契約による事務を処理するために監督職員から貸与された保有個人情報が記録された公文書、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後直ちに監督職員に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、監督職員が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10条　受託者は、この保有個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに監督職員に報告し、監督職員の指示に従うものとする。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11条　監督職員は、受託者がこの保有個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。